

# 第8回八街市農業委員会臨時總會

平成26年7月23日

八街市農業委員会

## 平成26年第8回農業委員会総会

平成26年7月23日午後2時 八街市農業委員会総会を  
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

### 1. 出席者

- |          |           |           |
|----------|-----------|-----------|
| 1. 内藤 富夫 | 8. 高橋 猛   | 15. 小川正夫  |
| 2. 船木 勝利 | 9. 森 邦央   | 16. 日暮守信  |
| 3. 岩品 要助 | 10. 武藤 功  | 17. 石井とよ子 |
| 4. 池田 寿男 | 11. 長谷川英雄 | 18. 鈴木勝雄  |
| 5. 貫井正美  | 12. 宇都木邦雄 | 19. 保谷俊雄  |
| 6. 林 和弘  | 13. 中村勝行  | 20. 金子正弘  |
| 7. 山本重文  | 14. 長野猛志  | 21. 中川利夫  |
|          |           | 22. 三須裕司  |

### 2. 欠席者

なし

### 3. 事務局

事務局長	醍醐文一	主査補	宮内清志
副主幹	菅沼邦夫	副主査	浅井久子

### 4.

- 日程第1 会長及び職務代理者（副会長）の互選について
- 日程第2 議席の決定について
- 日程第3 議事録署名委員の選任について
- 日程第4 千葉県農業会議会議員の選出について
- 日程第5 その他
  - (1) 八街市農業委員会協議会について
  - (2) 八街市農業委員会互助会について
  - (3) 八街市農業委員会総会（模擬議案）について
  - (4) その他

## ○醍醐事務局長

開会を宣す。（午後1時55分）

## ○北村市長

改めまして、こんにちは。本日は農業委員会総会ということで、大変ご苦勞さまでございます。

また、このたびの任期満了に伴います農業委員の改選におきまして、皆様方におかれましては当選されましたことを心からお祝いを申し上げる次第でございます。皆様におかれましては、今後とも八街市の基幹産業でございます農業の振興あるいは農地法に基づく適正な執行等々、八街市の農業、農地を守るためにしっかりご尽力いただければというふうに思っているところでございます。

農業情勢につきましても、今、国でTPPにつきましても交渉等々が行われております。まだはっきりとした目途、状況がつかめていない状況でございますけれども、いろんな判断の中では大変厳しい状況が来るのかなというふうな考えを持っております。

そうした中、八街市におきましても農地法の改正によりまして、農地台帳の作成、あるいは公表が法定されたことに伴いまして、農地台帳を電算化するために国の補助金を活用し、整備する予算措置を講じております。また、耕作放棄地が大変増えました中で、国の政策の中で、今、県で農地中間管理機構を設置されております。順次、農地の利用、集積につきましても努力しなければいけないというふうに考えております。皆様方におかれましても、この任期3年間、八街市の農業、農地を守るために、皆様方のお力添え、ご尽力を心からお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

## ○醍醐事務局長

続きまして、私ども事務局職員の紹介を申し上げたいと思います。

まず初めに、皆様方から向かって一番右の方、菅沼副主幹でございます。

続きまして、宮内主査補でございます。

続いて、麻生主査補でございます。

続いて、浅井副主査でございます。

続いて、吉岡主事補でございます。

最後になりますが、私、事務局長をしております醍醐と申します。

以上6名で事務局を担当しておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日初めての顔合わせということでございますので、農業委員についても、まず長野委員から順に右回りから、簡単でよろしいので、ひとつ自己紹介ということでよろしくお願いいたします。

## ○長野委員

2区から参りました長野猛志と申します。よろしくお願いいたします。

## ○船木委員

3区の船木です。よろしくお願いいたします。

○岩品委員

6区地区より来ました岩品要助です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○宇都木委員

富山の宇都木と申します。初めてですのでふなれです。よろしくお願ひします。

○池田委員

夕日丘から選出された池田です。よろしくお願ひします。

○保谷委員

西林地区の保谷でございます。よろしくお願ひいたします。

○内藤委員

真井原の内藤です。よろしくお願ひします。

○中川委員

文違の中川です。よろしくお願ひします。

○三須委員

榎戸の三須です。よろしくお願ひします。

○鈴木委員

住野の鈴木です。よろしくお願ひします。

○中村委員

四木の中村です。初めてです。よろしくお願ひします。

○小川委員

滝台の小川と申します。よろしくお願ひします。

○森委員

山田台の森です。よろしくお願ひします。

○林委員

沖の林です。よろしくお願ひいたします。

○日暮委員

大谷流の日暮です。初めてですのでよろしくお願ひします。

○高橋委員

根古谷の高橋と申します。初めてでございますので、よろしくお願ひいたします。

○金子委員

吉倉の金子です。よろしくお願ひします。

○山本委員

上砂の山本です。初めてです。よろしくお願ひします。

○貫井委員

農協推薦の貫井でございます。住んでいるところは夕日丘でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○長谷川委員

北総農業共済組合推薦の長谷川です。1区を担当しております。住んでいるところは、高橋委員と同じ根古谷でございます。ひとつよろしく申し上げます。

○武藤委員

西夕土地改良区の武藤です。西林です。よろしくお願ひいたします。

○石井委員

議会推薦の石井とよ子と申します。上砂です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○醍醐事務局長

続きまして、議長の選出についてでございますが、議長の選出についてどのように選出したらよろしいか、皆様にお諮りしたいと思います。

(「事務局一任」の声あり)

○醍醐事務局長

ただいま事務局一任という声がありましたので、前例に従いまして北村市長に議長をお願いし、議事を進めていただきたいと思います、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○醍醐事務局長

異議なしということでございますので、北村市長にお願いしたいと思います。北村市長、よろしくお願ひします。

○北村市長

ただいま議長にご指名をいただきましたので、議長を務めさせていただきたいと思ひます。会長が決定するまでの間の仮議長ということでございますので、よろしくご協力のほどお願ひ申し上げます。

それでは、日程第1、会長及び職務代理者の互選についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○菅沼副主幹

会長及び職務代理者につきましては、農業委員会等に関する法律第5条の規定によりまして、農業委員会に会長を置くことになり、委員が互選したのものをもって充てることになっております。また、同法律第5条第5項の規定により、会長が欠けたとき、または事故があったときは、委員が互選した者が職務を代理することになっておりますので、会長及び職務代理者の互選をお願いしたいと思います。

以上です。よろしくお願ひします。

○北村市長

説明が終わりましたので、どのように選出したらよろしいか、お諮りいたします。

○三須委員

会長及び会長職務代理者の選考方法につきましては、前例に従いまして、選考委員を設けてはいかかと思ひます。各選挙区から1名、選任委員から1名の選考委員を決めていただき、6名の方により会長及び職務代理者を選出いただいたらと思ひます。

○北村市長

ただいま三須委員より、各選挙区より1名と選任の委員より代表1名を出していただき、その選考委員により選出してはいかがかというご意見がございましたけども、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○北村市長

異議なしということでございます。それでは、各選挙区より1名、そして、選任委員の中から1名の方を選考委員として決めていただきたいと思います。

決まりましたら、事務局までご報告をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時04分

再開 午後2時07分

○北村市長

それでは、再開いたします。

第1選挙区は岩品要助委員、第2選挙区は内藤富夫委員、第3選挙区は鈴木勝雄委員、第4選挙区は林和弘委員、第5選挙区は山本重文委員、選任委員、武藤功委員、以上の方々を選考委員として指名いたします。

それでは、6名の選考委員の方々は、別室の第2会議室におきまして会長及び職務代理者の選考をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時23分

○北村市長

再開いたします。

選考委員の代表者から結果報告をお願いいたします。

選考委員長。

○武藤委員

ただいま、別室におきまして、私が選考委員長を拝命し、6名の選考委員の皆様にて慎重審議した結果をご報告させていただきます。

会長としまして、三須裕司委員、会長職務代理者として中川利夫委員、このお二人で決定いたしました。ご報告させていただきます。

以上です。

○北村市長

ただいま選挙委員長の武藤委員より報告がありましたとおり、会長に三須委員、職務代理者に中川委員が決定されたという報告がございましたけども、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○北村市長

ご異議なしと認め、会長に三須委員、職務代理者に中川委員が決定いたしました。

ここで、ご挨拶をいただきたいと思います。

初めに、三須会長よりお願いいたします。

○三須会長 ただいまご指名いただきました三須です。よろしく申し上げます。何分にも至らぬ者ですので、多々失礼な点や間違いが多いかと思っておりますけれども、委員の皆様方のご協力を得ながら本職を全うできたらと思っております。よろしく申し上げます。

○北村市長

続きまして、職務代理者の中川副会長、よろしく申し上げます。

○中川副会長

中川です。会長を十分に補佐し、皆さんの協力を得まして無事にやっていきたいと思っております。ひとつよろしく申し上げます。

○北村市長

会長及び副会長が決まりましたので、私に与えられました議長職は全部終了いたしましたので、議長の責をおろさせていただきたいと思っております。ご協力ありがとうございました。

○醍醐事務局長

この後、市長におかれましては所用がございますので、退席をさせていただきます。市長、どうもありがとうございました。

ちょっとだけ休憩をとります。

休憩 午後2時26分

再開 午後2時28分

○三須会長

再開いたします。

それでは、早速ですが、日程第2、議席の決定について議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼副主幹。

○菅沼副主幹

日程第2、議席の決定についてご説明させていただきます。

追加資料ということで1枚ちょっとお配りをさせていただいたのですが、八街市農業委員会総会規則第7条の規定によりまして、議席はあらかじめくじで定めることとなっております。

この規定によりまして、ただいまからくじによる議席の決定をさせていただきます。

以上です。

○三須会長

ただいま説明のありましたとおり、くじ引きによる議席決定を行います。よろしく申し上げます。

議席番号が決まりましたので、事務局より発表をさせます。それぞれの議席の札と資料を持って自分の席へ移動ください。

## ○菅沼副主幹

それでは、議席につきまして発表させていただきます。

議席番号1番、内藤富夫委員。議席番号2番、舩木勝利委員。議席番号3番、岩品要助委員。議席番号4番、池田寿男委員。議席番号5番、貫井正美委員。議席番号6番、林和弘委員。議席番号7番、山本重文委員。議席番号8番、高橋猛委員。議席番号9番、森邦央委員。議席番号10番、武藤功委員。議席番号11番、長谷川英雄委員。議席番号12番、宇都木邦雄委員。議席番号13番、中村勝行委員。議席番号14番、長野猛志委員。議席番号15番、小川正夫委員。議席番号16番、日暮守信委員。議席番号17番、石井とよ子委員。議席番号18番、鈴木勝雄委員。議席番号19番、保谷俊雄委員。議席番号20番、金子正弘委員。議席番号21番、中川利夫副会長。議席番号22番が三須裕司会長の席となります。

番号につきましては、前に札が掲げてございますので、そちらに移動をお願いします。

## ○三須会長

それでは、続きまして、日程第3、議事録署名委員の選任について議題といたします。

議事録署名委員の選任につきましては、議長より指名することで異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

## ○三須会長

異議なしと認め、ご指名いたします。

議事録署名委員は、議席番号1番の内藤富夫委員、2番の舩木勝利委員、お二人をお願いいたします。

続きまして、日程第4、千葉県農業会議会議員の選出について議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼副主幹。

## ○菅沼副主幹

日程第4、千葉県農業会議会議員の選出について説明させていただきます。

千葉県農業会議会議員の選出につきましては、農業委員会等に関する法律第41条の規定により、千葉県農業会議の地区内の市町村におかれる農業委員会の会長となります。ただし、当該会長が農業委員会の意見を聞いて、農業委員会の委員のうちから会議員となるべき者を1人指名したときは、その者が会議員となります。通常は市町村の農業委員会会長が千葉県農業会議会議員となるということがございますので、よろしくをお願いします。

## ○三須会長

ただいまの説明がありましたとおり、各市町村の会長に充てるということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

## ○三須会長

意見がないようですので、異議なしと認め、それでは会長を充てるということで決定させていただきます。

会議中ではありますが、暫時休憩をとります。

休憩 午後 2 時 3 9 分

再開 午後 2 時 4 8 分

### ○三須会長

それでは、休憩前に続きまして会議を再開いたします。

日程第 5、その他を議題といたします。

まず、その他の 1、八街市農業委員会協議会についての事務局の説明を求めます。菅沼副主幹、お願いします。

### ○菅沼副主幹

日程第 5、その他、(1) 八街市農業委員会協議会についてご説明させていただきます。

農業委員会の業務は、農地法、農業委員会等に関する法律などの諸法令等をもとに運営されており、また毎月 20 日前後に行われております農業委員会総会につきましても、追加資料に掲載しております八街市農業委員会総会規則に基づきまして運営しておりますが、これらの諸法令や規則を補完し、農業委員会運営がより円滑に行われますように規約を定めています。

資料のナンバー 6 を振ってある八街市農業委員会協議会規約をごらんください。右上の方に赤いゴム印を押してあると思います。その 6 番です。

第 1 章は総則で、第 1 条から第 4 条で協議会の名称、目的、事業、第 4 条は協議会委員の構成について規定しております。

次の第 2 章は機関についての規定で、第 5 条で総会、専門部会、運営委員会を置くこととしています。第 2 章第 1 節第 6 条から次のページの第 8 条では総会についての規定、第 2 節第 9 条から第 11 条は専門部会の設置、任期は 1 年 6 カ月、総会の運営を円滑に行うための調査・報告をするため、農地部、農政部の専門部会を置くこと、また、それぞれの部会ごとに部長を互選することとなります。

また、農地部、農政部それぞれ調査する事項が分かれておりますが、数年前より農地部、農政部の調査の区分をなくし、両部会順番に農地、農政両部会の開催することで委員活動内容の均等化を図っており、また、任期は 1 年 6 カ月の規定については、現在適用しておりません。

第 3 節第 12 条から次ページの第 15 条につきましては運営委員会議についての事項、次の第 3 章では役職員についての事項が第 16 条に規定されております。

以上です。

### ○三須会長

八街市農業委員会協議会規約の説明が終わりましたので、早速、専門部会の委員及び役員の選任に移りたいと思います。

事務局の方の腹案がありましたら、説明願います。菅沼副主幹。

### ○菅沼副主幹

それでは、発表させていただきます。

最初に農地部でございますが、選挙区の方はちょっと省かせていただきます。舩木勝利委員、岩品要助委員、池田寿男委員、鈴木勝雄委員、中村勝行委員、小川正夫委員、高橋猛委員、金

子正弘委員、武藤功委員、石井とよ子委員。

続きまして、農政部です。長野猛志委員、宇都木邦雄委員、保谷俊雄委員、内藤富夫委員、森邦央委員、林和弘委員、日暮守信委員、山本重文委員、貫井正美委員、長谷川英雄委員。以上です。

なお、各選挙区からおおむね同数の方を選出しております。

以上です。

### ○三須会長

ただいま事務局より説明がありました腹案に対して、何かご意見がありましたらお伺いいたします。

(「意見なし」の声あり)

### ○三須会長

意見なしということですので、意見がなければ腹案のとおり決定してよろしいでしょうか。お諮りいたします。賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

### ○三須会長

挙手全員ということで、異議なしと認め、腹案のとおり決定いたします。

次に、役員及び班の編成を決定いただきたいと思います。

農地部会の方は当会議室においてお願いします。農政部会の方は、別室の第2会議室において、役員及び班の編成をお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたしますので、よろしくをお願いします。

休憩 午後2時54分

再開 午後3時01分

### ○三須会長

それでは、会議を再開いたします。

最初に、農地部会の代表の方から役員及び班の編成について、発表をお願いいたします。

### ○鈴木部長

では、農地部会の方から発表いたします。

農地部会の部長に鈴木が選ばれました。副部長が武藤功委員、岩品要助委員。

第1班に、2班制になっていまして、1班に武藤委員、船木委員、池田委員、中村委員、金子正弘委員。2班、岩品委員、小川正夫委員、高橋猛委員、石井とよ子委員。

以上です。

### ○三須会長

続きまして、農政部会の代表の方、発表をお願いいたします。

### ○林部長

それでは、農政部会の方を発表させていただきます。

まず、副部長でありますけれども、農政1班が森邦央委員、第2班が内藤富夫委員。

それから、第1班の構成委員ですけれども、宇都木邦雄委員、保谷俊雄委員、日暮守信委員、長谷川英雄委員。それから、2班でございますが、長野猛志委員、内藤富夫委員、山本重文委員、貫井正美委員。

以上でございます。

**○林部長**

申しおくれました、農政部長、林です。よろしく願いいたします。

**○三須会長**

林部長、副部長も一応。

**○林部長**

副部長は、第1班、森邦央委員、それから、第2班が内藤富夫委員です。

以上です。

**○三須会長**

ただいま農地部会、農政部会の代表の方から発表がありました役員及び班の編成表につきましては、後ほど配付させていただきます。

続きまして、その他の2、八街市農業委員会委員互助会についてを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼副主幹。

**○菅沼副主幹**

それでは、資料の7番でお願いします。八街市農業委員会委員互助会会則をごらんください。この委員互助会につきましては、委員の皆様の冠婚葬祭についての事項を定めたものです。会費は年間お一人2,000円で、会計年度は毎年7月20日から翌年の7月19日までとなっております。

以上です。

**○三須会長**

互助会の会則については、ただいま説明のとおりであります。年間2,000円の互助会費につきましては報酬から差し引かせていただくことでご異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○三須会長**

異議なしと認め、互助会費は8月の報酬から2,000円を差し引かせていただきます。

次に、その他の3、八街市農業委員会総会模擬議案であります。これに入る前に暫時休憩いたします。

休憩 午後3時06分

再開 午後3時20分

**○三須会長**

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、その他の3、八街市農業委員会総会模擬議案についてを議題といたします。

これは、毎月開催されている定例総会での議案の審議について、今回のような形で行われますという模擬議案でございます。

始める前に、資料の見方や内容につきまして事務局より説明を願います。宮内主査補。

### ○宮内主査補

では、模擬総会議案に入る前に、前段で農地法とかその辺の絡み、あと、資料の見方とかを私の方から説明させていただきたいと思います。

では、お手元の資料の8番です。第8回八街市農業委員会臨時総会模擬議案というところをお開きください。失礼します。着席のままちょっと説明させていただくことをご了承ください。

まず、皆さんは毎月許可の申請書の審査をするわけなんですけども、その根拠法令となる農地法の目的と申請の種別について少し解説したいと思います。

お配りした水色のこちらの農地法関係資料というものをごらんください。こちらの表紙をめくっていただきますと、まず農地法についてという項目がございます。こちらについてちょっと触れたいと思います。

まず、開いてすぐの農地法というところなんですけども、農地法の第1条におきまして目的が定められております。農地法とは何を目的にどのようなことを規定しているかということをごちらには抜粋してございますので、ちょっと読み上げてみたいと思います。

農地法、目的、第1条、この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ地域における貴重な資源であることに鑑み、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている貴重な役割を踏まえつつ、農地を農地以外のものにするということを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域と調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための処置を講ずることにより耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とするというふうに掲げられております。

農地は、例えば、工場の敷地とは異なりまして、土地そのもの、土地自体に生産力を持つものでありまして、農業における重要な生産基盤であるとともに国民の資源であり、かつ地域の重要な資源でもあります。特に、我が国のように国土が狭く、かつその3分の2が森林を占めるという自然条件、環境の中で食料の安定供給を図るには、優良な農地を確保するとともに、それを最大限効率的に利用する必要があるということです。このような観点から、農地法は耕作者の地位の安定と国産生産の増大を図る目的として、大きく4つの仕組みというものを定めています。

まず1点目としまして、農地の権利、移動の制限をしています。2点目としまして、農地転用の統制を図っております。3点目に、貸借の契約の解除等を制限しています。4点目として、遊休農地に対する措置というのを講じております。これらのほかに、農業生産法人の要件を欠いた場合の取り扱いだとか、和解仲介、実際の賃貸の情報提供などを規定している法律になっています。

以上が農地法の目的の説明となりますので、今後の参考としまして、こちら農地法というのをそのまま付けてありますので、参考として目を通していただければと思います。

次に、実際にこれから皆さんに最も関係してくる農地法の第3条、第4条、第5条、こちらの申請についてご説明いたします。

まず、3条申請ということで、こちらのブルーのファイルの見出し、3条というところをお開きください。まず、3条申請ということで、3条申請というのは、農地の所有権や地上権、小作権、そして、貸借などの権利を移転や設定する場合の申請になってきます。ここで農地を取得できるのは、農業経営者として認められている個人だとか農業生産法人に限られています。

また、農業生産法人以外の法人でありましても権利設定ができる場合があります。それは、所有権を伴わず農地を借りて、耕作目的で利用する場合です。要するに、3条申請というのは耕作を目的として農地を取得するための申請です。農地を農地として取得するための申請になります。

次のページに農地法第3条関係事務指針とありまして、この申請の許可の手続を示したものがこちらの指針ということになってきます。事務指針とは、いわゆる事務上処理を行う上での手引書だと思っていただければと思います。ここで農地の取得についての申請の方法とか許可の基準や考え方について記載されてありますので、お時間があるときに確認しておいてください。

次に、農地転用の方の申請についての資料のご説明をいたします。見開きですと、こちら転用というところなんです。本編、これが事務指針以降のいろいろな手続になるんですけども、ここでは農地を農地以外の目的で使用する際の手続、いわゆる農地転用ということについて記してあります。農地転用には、農地の所有者自らが使用する場合、例えば、自分の住宅であったり駐車場であったり、あるいは、自分が経営する貸家であったり貸駐車場であったり、そういった場合には農地法の第4条の許可が必要となりまして、農地所有者そのものの単独の申請となります。

一方、同じく農地転用で、所有権移転とか地上権、貸借権等の権利設定が伴う場合、例えば、農地を購入あるいは借りて住宅を建築したり、駐車場として整備する場合です。この土地所有者とは別の方が農地を農地以外の目的で使用する場合は農地法第5条の許可が必要となり、その場合の申請というのが農地所有者と事業者の連名の申請ということになってきます。その目的完了後は、もう地目が農地以外になりますから、農地法の縛りがなくなるわけです。

また、同じく5条で、農地を一時的に農地以外の目的で使用する場合とか、農地をちょっといじる場合、例えば農地造成や工事とか、その工事のための仮設道路とか、工事を実施するのは農地所有者とは別の工事業者ですから、5条の一時転用の許可が必要となってきます。工事完了後は農地への復元が義務付けられていますので、その場合は引き続き農地として取り扱います。

早速こちらの本編以降の農地法の第4条、第5条、事務指針ということでちょっと説明させていただきますが、同じくこちら転用手続について記したものが、こちらの本編以降の事務指

針です。

ここで事務指針の解説をさせてもらうのですが、なかなかボリュームがありますので、時間の関係上、ポイントを絞って解説させていただきたいと思います。

まず、25ページをごらんください。転用の本編25ページ、こちらです。ここに4番の農地転用許可基準と題してあります。ここでは審査の基準について定めています。この審査の基準というのが、大きく分けて2つの基準があるわけなんですけども、まず、1つ目としまして立地基準、こちらがこの指針の29ページから35ページの11ページにわたって農地の区分だとか種類とか、それに応じた判断の仕方を記してあります。2つ目に、今度は一般基準としまして、それ以降、36ページから49ページの14ページにわたって転用の妥当性だとか制限について記してあります。これらの審査基準をまとめたものが87ページ、本編の一番最後のこのA3の折り込みになっている、こちらの表がその基準をちょっと抜粋してまとめたものになっていますので、ご確認ください。

この資料は事務指針を要約したものなんですけども、簡単に、内容はといいますと、農地の種類というのが大きく分けて農振、農業振興地域に関わる農用地、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地というふうに区分されています。農用地というのは、いわゆる農振に入っているところで、原則、こちらの許可は、農振が外れない限り許可はできません。甲種農地というのは、八街市の場合、未線引きのためこれは該当しないのなんですけども、関連するのは第1種農地です。この第1種農地というのが、その農地のある地域に10ヘクタール以上の広がりのある、広いまとまりのあるところの地域の中にある農地ということになります。その地域にある農地というのも、原則なんですけども、原則許可ができません。次に考えるのは第3種農地です。八街市の場合は都市計画で定められている用途地域がありますので、その辺の用途地域の中とか、宅地化が進んでおり公共施設とか、そういったものが地域内にある農地ということで、こちらはもう容易に許可が可能な農地ということになります。

そちらの第1種農地、第3種農地、どちらにも該当しないというのが第2種農地として位置付けられています。こちらも許可が可能です。ただ、第2種農地でも良好な営農条件を備えていると第1種農地として取り扱う場合もあります。

ここにおきましては、第1種農地の原則不許可ということなんですけども、原則ですので、例外的な措置もあります。その例外の規定がやはりこの事務指針に定められていますので、どの例外に当たるのかというのを、こちらを活用して判断していただきます。

あと、事務指針では、転用の妥当性としまして、その規模も制限しています。その転用が本当に必要なのか、その必要性和転用の面積、規模が必要最小限か、過大ではないかというところを、そしてまた転用の計画に実現性があるのかというところも判断材料になってきます。その辺も踏まえて審査をするところでございます。

皆さんには、今後この事務指針に基づいて、転用の申請においては許可が可能なのか否か、こちらを判断していただきますので、よろしく願いいたします。

以上が、簡単ではありますが、農地法第3条、4条、5条の申請についての説明になり

ます。

それでは、今までの前置きを踏まえまして、本題に入らせていただきたいと思います。こちらのファイルから、先ほどの配付したこちらの議案集、資料の方にお戻りください。こちらが通常総会における議案集の形になっております。

まずはこちら、番号8、表紙を1ページめくっていただきますと、議案書の1ページです。議事目次ということで表示されていますけども、1ページ目は議事の目録です。総会の議事日程について記載されています。

次に、隣の2ページです。2ページ目ですけども、申請の件数の総括表となっています。左端の区分の欄には、権利の移動の種類が記載されています。ただ、中断の法第4条というのは、先ほど説明したとおり自分自身が申請者になりますので、相手方がいないため、自分一人のために記載はありません。

総括表の左側の本月分のところですが、こちらに記載されている数字がその月の申請の件数と面積であります。それに対しまして、右側の累計という欄です。こちらがその年、今年1月から現在に至るまでの累計の申請件数と面積になります。

続きまして、開いてもらって3ページの、早速、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてということです。この表の見方を説明したいと思います。

まず、左端の番号があります。この番号は申請の案件の番号です。隣の区分というのは、権利内容です。2番案件のように所有権を伴う場合は、その原因となる売買あるいは贈与などがこちらの区分に記載されてきます。隣の所在と地目の欄には、申請地とその土地の地目が記載されています。地目に関しまして、農地法では現況主義を取り入れていますので、例えば、土地の登記地目が山林とか宅地であっても、現況が農地であれば農地法の手続、いわゆる許可申請が必要となってきますということで、今回の案件は畑でありますので、まれにこちらの地目欄に公簿地目山林、現況畑と記載される場合があります。

続きまして、権利者と義務者についてなんですけども、3条申請における権利者とは、新規に農地を取得する人、または借りて、耕作をしようとする人、実際に農業を営もうとする人です。それに対しまして、義務者というのはその農地の所有者をいいます。そして、事由についてはこの案件の申請理由が記入されています。

続いて、隣の4ページです。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてということをおちょっと説明します。

4条申請は、土地所有者、先ほども説明したとおり、自ら転用事業をやるということになりますので、本人の単独申請となります。ですから、権利区分欄はありません。そのほかの記載項目内容につきましては、先ほどの3条の表と変わるところはありません。4条については以上です。

次に、5ページ目をごらんください。議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の変更承認申請ということで、まずは、計画変更の申請が必要となる場合があるんですね、2通りあります。1つ目が、許可をとって、許可後に当初の目的や事業計画、一部に変更が生じる場合、

軽微な、軽微というよりは当初より目的がちょっと変わるといふときに生じた場合に必要になってきます。2つ目が、当初計画自体、何らかの理由により断念をせざるを得なくなった、急にできなくなっちゃったということで、転用の許可済みの土地を別の事業者、別の方が権利を取得して、新たに事業を展開する場合です。こちらの番号1の案件は後者の方で、2つ目の場合で、軽く解説しますと、千葉太郎さんが共同住宅の建築を考えていたんですけど、それを断念して別の事業者、事業継承者というふうはこちらでは書いてあるんですけども、継承者である八街建設がこの土地を購入して、建売分譲を行うという変更の申請という形がこういった形になってきます。

こちら、継承者の一番右下のところに、括弧書きで議案第4号1番に関連というふうに記載してあります。これは、次の6ページの議案第5号の中で説明いたします。

それでは、6ページをごらんください。議案第4号の農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

表の見方はこれまでと変わりません。番号1の案件なんですけども、転用の目的及び転用事由欄の右下に、やはり同じく先ほどの議案第3号1番に関連と記載されております。案件の内容は先ほどの計画変更承認申請の番号1と同じなんですけども、番号1の案件のように許可済み地に対する継承の場合は、この計画変更承認申請プラス、この所有権移転を伴う方、新しい事業者の新規の事業ということで、あわせてセットで申請を行うということになります。

それで、下の番号2です。こちらの案件につきましては、専用住宅の建築を目的とする一般的な申請です。区分欄に売買とか賃貸借、またはよくある親子間での無償貸借、使用貸借などの権利設定なんかが記載されてきます。こちら、所有者と実際に事業を行う方ということで、この5条申請につきましても権利者、義務者の連名による申請になります。

なお、3条につきましては市の許可なんですけども、4条、5条は県の許可となりますので、総会の終了後に皆さんの意見を付けて県に送付するという流れになっております。

以上が、模擬議案の概要というか、議案の内容の説明となります。

次に、こちらめくっていただいて、資料の9番、模擬議案の地元委員調査報告資料ということで、こちらの方の説明に入らせていただきます。

まずはこの資料9の1ページ目をめくって、1ページ目をごらんください。こちらが3条申請が上がった場合の調査書になってきます。この様式で実際に現地で現地調査をしていただいたり、権利者、義務者と対話というか聞き取りを行って、こちらの調書をつくっていただくこととなります。

調書ができましたら、次の2ページ、地元委員の調査報告（例）ということで、こちらが総会における実際に発表の例というふうになっておりますので、こういった形で総会のときに報告を、せりふというかシナリオになっていきますので、これを参考にいただければと思います。

続きまして、3ページ、5条となっているんですけども、4条、5条、これは共通の調査表になっています。こちらの記載例を参考に調書をつくっていただきまして、次のページ、

4 ページにもやはり同じく地元委員の調査報告の（例）ということで、総会で発表していただく際の参考にしてください。いずれも皆さんに担当地域におきまして申請があった場合に、この調査表の記載項目に基づいて調査をしていただきまして、その結果を担当委員の意見として総会のときに発表していただくということになります。この調査表なんですけども、審議の関係資料としまして各申請書に添付いたしますので、総会終了後は事務局の方へ提出をお願いいたします。

最後に、あと皆さんに個人情報の取り扱いということで、1つお願いがあります。

個人情報の保護につきましては、本市でも八街市個人情報条例というのを制定して保護に努めているわけなんですけども、この条例の中で個人情報保護に関わる実施機関というのがうたわれておりまして、その実施機関の中に農業委員会も含まれております。このことから、当然にして皆さんにおかれましては個人情報の適正な取り扱いと保護の徹底に努めていただくという必要がありますので、現地調査やこれから毎月皆さんにお配りする申請書や総会資料により職務上知り得た個人情報につきましては、取り扱いに十分注意いただきますようお願いいたします。

この件に伴いまして、総会時に実際事務局が議案の説明をするわけなんですけども、その際に案件の詳細な地番とか申請者の氏名は、こちらは伏せています。これは、仮に総会の傍聴があった場合に、個人情報などその傍聴人による個人情報なんかの漏えいを防止するために図っている措置でございますので、ご了承願いたいと思います。

以上が、簡単ではございますけども、模擬議案の説明となりますので、これから実際に総会に準じた形式で議案の説明の方に入っていただきたいと思います。

以上です。

### ○三須会長

ただいまの説明について、何かご質問はございますでしょうか。

ちょっと難しいので、随時わからないところがあったら、うちの事務局の人は親切ですから教えてくれますので、ご相談いたしてください。

（「質疑なし」の声あり）

### ○三須会長

質疑がないようですので、引き続きまして、模擬議案を始めさせていただきます。

日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。醍醐事務局長。

### ○醍醐事務局長

それでは、会務報告ということで、資料の8の議案のところの模擬議案書の1ページをごらんいただきますと、議事日程の1というところに会務報告という欄がございます。本日は模擬総会でございますので会務報告はいたしません、内容につきまして説明いたします。

総会が毎月20日前後に開催されています。その総会が終わってから翌月の総会までに行いました委員さんの現地調査あるいは面接調査、委員さんが出席していただいた会議等の報告をさせていただくのが会務報告でございますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

### ○三須会長

続きまして、議事録署名委員の選任についてでございますが、議事録署名委員については、毎月2名ずつ、議席番号1番から順次選出するようになっておりますので、よろしくお願いたします。

次に、議決事項に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼副主幹。

### ○菅沼副主幹

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分使用貸借、所在八街字立合松北、地目畑、面積5筆合計で2万5,000平方メートル。権利者事由は、農業経営を譲り受け、農業に専念する。義務者事由は、農業者年金受給のため、農業経営を移譲する。

次に、番号2、区分売買、所在山田台字宮ノ原、地目畑、面積3,000平方メートル、権利者事由、農業経営の規模拡大を図りたい。義務者事由は、農業経営をしていないため、売却したい。

以上です。

### ○三須会長

本来の総会では、議案の説明が終わりますと、順次案件に対して調査報告と意見を地元委員に発表していただき、その後一般質疑を行います。本日は模擬議案のため、地元委員の調査報告は森副部長により番号2番のみの説明をお願いいたします。

### ○森副部長

それでは、議案第1号、2番の農地法第3条申請による調査結果について報告いたします。

まず、申請地について。位置は、JR八街駅より南方向約1.2キロメートルに位置しており、境界は周囲のお茶の木が境界ということで、隣接の土地所有者とも同意を得ております。現況は耕作放棄地で、多少は荒れておりますが、耕作は可能であり、進入路は八街市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可期限に該当するか否かについて報告します。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター1台、耕運機1台、2トントラック1台です。労働力は、権利者及び世帯員が3名で、常時雇用者が1名です。年間作業従事日数は、権利者が300日、世帯員が平均250日、常時雇用者が150日で、技術力があり、面積要件についても下限面積の50アールを満たしております。現在所有している農地は全て効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。その他参考となる事項について、営農計画は落花生を予定しており、通作距離は自宅から約1キロメートル、車で約3分であります。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含め全ての農地について効率的に利用すると認められ、農地法第3条第2項各号の許可基準に該当しないことから、本案件は問題ないと思われま

す。以上、調査報告を終わります。

#### ○三須会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、続きまして、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号、2番は許可相当で決定することで賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○三須会長

挙手全員と認めます。よって、議案第1号、2番は原案のとおり可決いたしました。

議案第2号から4号までは省略させていただきます。

続きまして、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。宮内主査補。

#### ○宮内主査補

それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案第1号は関連案件ということで省略させていただきます。2番、所在八街字五方杭、地目畑、面積330平方メートルです。区分は、売買です。転用目的は、専用住宅用地です。転用事由としまして、現在アパートに居住している権利者が当該申請地に専用住宅を建築するものです。農地の区分としましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地として判断されます。

以上です。

#### ○三須会長

議案第4号の説明が終わりましたので、初めに、地元委員の調査報告は岩品副部長より番号2番のみについてをお願いいたします。

#### ○岩品副部長

議案第4号2番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より南へ約5キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針の29ページの⑤の(b)に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅用地ということですが、申請面積は330平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われま

となるものではありません。

次に、周辺農地の営農条件への支障について、隣接地に対する被害防除計画は、山砂を搬入して30センチメートルのかさ上げを行う計画ですが、周囲をブロック3段積みで土砂の流出を防ぐ計画となっており、雨水についても敷地内にて浸透させることになっておりますので、周辺農地の営農状況に支障を来すことはないものと思われま

す。なお、事業計画について隣接所有者に確認したところ、確かに説明を受けて承知しているとのことでした。また、申請地は土地改良受益地ではありません。権利者は、現在アパート住まいであるため、申請地に専用住宅を建築したいとの理由もあり、必要性についても認められ、あわせて許可後、速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

### ○三須会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、続きまして、一般質疑をお願いいたします。ご質問はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

### ○三須会長

質疑なしのご発言がございましたので、採決をいたします。

議案第4号2番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

### ○三須会長

挙手全員であります。よって、議案第4号、2番については許可相当と決定いたしました。

以上で模擬議案全てを終了いたします。

ここで10分の暫時休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後4時00分

再開 午後4時15分

### ○三須会長

それでは、会議を再開いたします。

それでは、(4)のその他について、事務局より連絡事項等がございましたらお願いします。醍醐事務局長。

### ○醍醐事務局長

それでは、お手元に配付してございます資料の右の上に赤字で10と書いた資料でございますが、それは平成26年度農業委員会年間予定表についてでございますが、これについて説明させていただきます。

日程につきましては、来年の3月までのこの日程で実施させていただく予定になっております。

また、この表の中の若干の用語についての説明をさせていただきます。まず、転確という言葉

葉が入っている箇所がございますが、この転確とは、正式には転用事実確認現地調査といまして、内容は、皆様に審議いただきました転用許可済み地の農地が許可条件どおりに転用されているか、現地を確認していただく行為でございます。例えば、畑を駐車場用地にするということで許可を受けている場合にあっては、確認依頼の書類が提出されております。そのときに駐車場用地として許可どおりに実際に使用されているかどうかを確認に行くのが転用事実確認現地調査と申します。この確認によりまして駐車場として使用されているという確認ができますと、地目はその段階で初めて農地から雑種地へという地目へ変更することができます。

なお、この転確では、事業の完了報告、また法務局からの地目変更、裁判所からの競売等の案件の照会もありますので、この確認もあわせて実施しております。

また、現地調査を行う体制につきましては、部長以上の役員と委員2名の3人体制で実施しております。

次に、部会現調、部会面接というのが表記されてございますが、これは先ほど決定しました部会の班ごとに行っていただくものでございます。内容につきましては、申請案件のうち重要案件について事務局で選定し、申請地の状況、また申請者からの聞き取りを行ったりするものでございます。

次に、総会につきましては、毎月申請されました農地転用申請等を審議し、決定する最高機関とされているものでございます。

次に、農地相談につきましては、農家の方々が困っていることなどに対して相談を受けておりまして、毎月1回第4木曜日に予約制で行っております。予約があった場合には実施しております。以上が予定表の見方でございます。

続きまして、資料の次のページ、ナンバー11ですか、赤字の11の資料をお開きいただきますと、この年間予定表の1カ月分というのが別に来月の予定表ということで配付されておりますがこの表でございまして、この予定表は来月末までの予定になっております。

具体的には、7月24日木曜日、午前10時から転用事実確認現地調査が、また同日の午後1時から4時までの農地相談がございまして、出席委員につきましては、本日座席番号が決まりましたので、1番委員の内藤委員、また、これは、2番に船木委員ということでご指名させていただきますが、都合が悪いということはあらかじめ伺っておりますので、3番委員の岩品委員にお願いしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

なお、午後からの農地相談につきましては、現在のところ予約は入っておりません。

7月28日月曜日、午後1時から、これは新任農業委員研修会というのが新任の委員さんを対象としまして実施されまして、ご出席をお願いしたいと考えております。

8月に入りまして、5日火曜日、午後1時半から転用事実確認現地調査がございまして、出席委員につきましては、中川副会長及び議席番号2番の船木委員と4番の池田委員にお願いいたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、8月15日金曜日、午後1時半から部会の現地調査が、8月18日月曜日、午後1時半から部会の面接調査という予定になっておりますが、こちらについては未定でありますので、

部会を開くことになった場合につきまして、8月11日月曜日に連絡を入れますので、よろしくお願ひします。また、部会がなかった場合は、8月15日、部会現地調査の日に転用事実確認現地調査を行うこととなりますので、これもあわせて8月14日に連絡いたします。出席委員につきましては、農地部会第1班の委員及び申請地の地元の委員、農地部長、会長になりますのでよろしくお願ひします。

次に、8月20日水曜日、定例総会を行います。開催時間につきましては、毎月の申請処理案件数により時間を推定していきますので、異なりますので、通知文で差し上げますので確認をお願いしたいと思います。通常は午後から開催しておりますので、よろしくお願ひします。

次に、8月28日木曜日、午前10時から転用事実確認現地調査を、同日午後1時から4時まで農地相談を予定しております。出席委員につきましては、鈴木農地部長及び議席番号5番の貫井委員をお願いしたいと思います。また、これは7番の山本委員をお願いしたいと考えております。基本的にこの現地調査につきましては、会長、副会長、両部長とあと順番委員がセットで回しておりますので、よろしくお願ひいたします。

お手元に配付してございます、6番となっておりますが、これは7番に変えていただきたいと思ひます。回りににつきましては、先ほど申し上げましたように、会長、副会長、両部長と委員がセットで現地調査を行いますので、そのようになりますのでよろしくお願ひします。

なお、出席委員のお名前を記載した年間予定表を作成しまして、次回の総会時にはお配りいたします。

私からは以上です。

## ○菅沼副主幹

それでは、私から幾つかご連絡を申し上げます。

初めに、特に資料はございませんが、農業委員の報酬についてでございます。農業委員の報酬につきましては、非常勤の特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例によりまして、会長は5万9,000円、副会長及び部長は5万1,000円、ほかの委員は4万9,000円となっております。委員の任期は7月20日からとなっておりますので、7月分の報酬につきましては12日分となり、日割りでお支払いすることになります。7月分はできるだけ今月中に委員の皆さんに報酬を支給する予定ではおりますが、事務の都合上、8月にずれ込む場合がありますので、ご了承ください。なお、8月分以降の報酬につきましては、毎回の総会時に支給いたします。あと、今回の開催通知に印鑑をご持参いただきたいということで載せさせていただきましたけれども、印鑑の方は任期中、お預かりさせていただきたいと思ひますので、お帰りの際、事務局の方に預けていただければと思ひます。

続きまして、資料の12番、作業服等の調査票についてです。こちらは新任の委員のみについてですが、作業服を貸与いたしますので、お手元のサイズ等の調査票に作業服、ズボンのサイズ、及び今後事務局からの連絡等のため、自宅の電話番号及び携帯電話をお持ちの方は携帯電話の番号をご記入いただいて、事務局までご提出ください。名簿等を作成しますので、携帯の連絡先等は今日書いていただいて、帰りに提出していただければと思ひます。作業着の上下

服のサイズについては、また後日でも構いませんので、連絡先だけお願いしたいと思います。  
なお、作業服につきましては、転用事実確認現地調査及び部会現地調査等の公務時に着用して  
いただいております。なお、貸与いたします作業服は、申し訳ございませんが、冬物となつて  
おります。

続きまして、資料の13番です。全国農業新聞の購読についてということで、こちらも新任  
の委員にお願いしますが、お手元に配付しております全国農業会議所会長及び千葉県農業会議  
会長連名の農業委員ご就任のお祝いと全国農業新聞のご活用をお願いについてという資料をご  
らんください。全国農業会議所と千葉県農業会議は、農業委員会の上部組織であります。全国  
農業会議所が発行する農業専門紙ということで、農業新聞の購読について農業委員会としても  
その普及を推進しておりますので、委員の全員の購読をお願いいたします。月4回、毎週金曜  
日の発行で、購読料につきましては月額600円であります。新任委員の皆様のご了承をお願  
いしたいと思います。なお、購読は9月からとなりますが、購読料につきましては前月払いと  
なりますので、8月の報酬から毎月差し引かせていただきますので、よろしくお願います。  
ただし、もう既に新しい委員で農業新聞を購読されている方はおられますか。

(購読者なし)

#### ○菅沼副主幹

じゃあ、新任の方はおられないということですので、よろしくお願したいと思います。

続きまして、資料の14番です。先ほども局長の方からちょっと日程の方をご説明ございま  
したが、新任農業委員の研修会がございませぬ。平成26年度新任農業委員研修会通知をごらん  
いただきまして、7月28日、来週の月曜日です、すぐで申し訳ございませんが、八千代市市  
民会館におきまして新任農業委員の研修会が開催されます。当日は、市役所裏に11時半まで  
にお集まりいただきまして、市の市有バスで移動したいと思います。ただ、申し訳ございませ  
ぬが、昼食はご用意できませんので、ちょっと早いんですが、各自お済ませいただき、お集  
まりいただきたいと思ひます。なお、対象者につきましては、新任農業委員12名と前期の途  
中でなられました長谷川委員の13名、あと、会長の方にも出席をお願いしたいと思ひており  
ます。また、都合により出席できない方は、今週の金曜日、25日までに農業委員会事務局ま  
でご連絡をお願いしたいと思います。

続きまして、封筒の中に、別の封筒でございませぬが、農業委員会活動記録簿についてです。  
こちらも先ほどちょっとお話出たかと思ひますが、農業委員の業務は、法令業務として農地法  
あるいは農業経営基盤強化促進法による許可事務、任意業務として農地の利用集積、農業経営  
等の調査・研究、農業者に対する情報提供など、農業発展のための地域の代表者としての業務  
がございませぬ。この業務に際しましては、国の会計検査院の指摘事項にもなっておりまして、  
毎月委員の皆さんの活動を把握していなければなりませんので、記入例を参考に、毎月総会時  
に前月分を提出されますようお願いたします。

続きまして、資料の15でございませぬ。これは署名活動の依頼でございませぬが、こちらも新  
しい委員の方対象なのでございませぬが、各農業委員会の上部組織であります千葉県農業会議よ

り、規制改革会議の農業委員会改革に対する農業委員会系統組織の取り組みに関する署名活動の依頼がありました。つきましては、趣旨をご理解の上、ご本人、ご家族、ご親戚でご賛同いただけますようお願いいたします。なお、提出につきましては、7月末日までに事務局まで提出をお願いします。

私の方からは以上です。

**○三須会長**

ご質問がなければ、終了いたします。

本日は大変お疲れさまでした。

**○醍醐事務局長**

閉会を宣す。（午後4時47分）

議事録署名人

議 長

1 番

2 番